

# ○臼田小学校いじめ防止基本方針

## 1 いじめに対する本校の基本的な考え

本方針は、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）第十三条により、臼田小学校のすべての児童が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、いじめ防止等を目的に策定した。個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものである。

上記の考え方のもと、本校では全ての職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない。」という基本認識にたち、全校の児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を策定した。

### 【いじめ防止のための基本姿勢】

- (1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- (2) 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- (3) いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。
- (4) いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保証するとともに、学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして、解決にあたる。
- (5) 学校と家庭が協力して、事後指導にあたる。

## 2 いじめ問題に取り組むための校内組織

### (1) 学校内の組織

- ① 「生徒指導部会」（日常的な情報交換等）  
職員会において教職員で問題傾向を有する児童について、現状や指導についての情報の交換、及び共通行動についての話し合いを行う。
- ② 「いじめ対策委員会」  
いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、人権同和教育主任、養護教諭によるいじめ対策委員会を設置する。学校基本方針の策定や年間計画の作成、検証、修正などを行う。必要に応じて委員会を開催する。
- ③ 「問題対策委員会」（いじめの疑いに係わる情報があった時の緊急会議）  
緊急な生徒指導上の問題が発生した場合は、その場の適切な処置をとるとともに教頭に報告する。また、状況によっては問題対策委員会を開催し敏速な対応を行う。教頭は、校長に報告し、校長の指示により敏速に支援体制をつくり、対処する。問題対策委員会参加メンバーは以下の通りである。  
校長、教頭、教務主任、養護教諭、特別支援コーディネーター、生徒指導主任、当該学級担任

## 3 いじめの未然防止のための取組

児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また教師一人一人が分かりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるように努める。

道徳の時間には命の大切さについての指導を行う。また、「いじめは絶対に許されないことである」という認識を児童がもつように、教育活動全体を通して指導する。そして、見て見ぬふりをすることや知らん顔をすることも「傍観者」として、いじめに加担してい

ることを伝える。

**(1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。**

- ・ 道徳教育を通して、各学年に応じた人権教育を進める。
- ・ 子ども達に「いじめについての共通理解」を図る。
- ・ インターネット等の利用に関する情報モラルの周知。
- ・ いじめの撲滅標語づくり（人権標語）。

**(2) 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。**

①一人一人が活躍できる学習活動

「健康な心や体づくりなどの基本的な生活習慣の定着は学習を支える生活基盤となるものである。」という立場に立ち、以下の教育活動を推進する。

- ・ 生徒指導の機能を重視した「わかる授業」の展開。
- ・ 学習において、子どもたち自ら発表し、わからないことでも気軽に教師に聞くことができる学級経営と学習指導。
- ・ 児童の自発的な活動を支える委員会活動および児童会活動の充実。

②人との関わり方を身に付ける活動

- ・ 挨拶が自分からできるように指導し、教師からも挨拶するよう心がける。
- ・ グループエンカウンター。

③人とつながる喜びを味わう体験活動

友達と分かり合える楽しさやうれしさを実感できる確かな力の育成と、相互交流の工夫を行うことでコミュニケーション力を育成する。また、学校行事や児童会活動、総合的な学習の時間や生活科における道徳性育成に資する体験活動の推進を行う。

- ・ 発達段階に応じた、集団の一員としての自覚や態度、資質や能力を育むための社会体験や交流体験の機会の実施。
- ・ 異学年交流の充実。
- ・ 子ども達が楽しみにしている行事や遊びを児童会活動で企画する。
- ・ 人権教育、道徳教育、体験教育、特別活動の充実。

## 4 いじめの早期発見・早期解決に向けての取組

**(1) いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。**

①「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こりうるものである。」という基本認識に立ち、全ての教員が児童の様子を見守り日常的な観察を丁寧に行うことにより、児童の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付けていく。

②おかしいと感じた児童がいる場合には学年会や生徒指導委員会等の場において気付いたことを共有し、より大勢の目で当該児童を見守る。

③様子に変化が見られる場合には、教師が積極的に働きかけを行い児童に安心感をもたせるとともに問題の有無を確かめ、解決すべき問題がある場合には、いじめ対策委員会を開催し、当該児童から悩み等を聞き、問題の早期解決を図る。

④「学校生活に関するアンケート」を行い、児童の悩みや人間関係を把握し、いじめゼロの学校づくりを目指す。

⑤Q-Uテストを年2回行い、研修で職員の対応への共通理解、児童の実態把握を図る。

**(2) いじめの早期解決のために、全職員が一致団結して問題の解決にあたる。**

①いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、学校長以下全ての教員が対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。

②情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童の身の安全を最優

先に考え、いじめている側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたる。

③傍観者の立場にいる児童たちにもいじめているのと同様であることを指導する。

④学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして解決にあたる。

⑤いじめられている児童の心の傷を癒すために、スクールカウンセラーや養護教諭と連携を取りながら、指導を行っていく。

### (3) 家庭や地域、関係機関と連携した取組

①いじめ問題が起きたときには家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かすこととする。決して学校内だけで問題解決をするようなことはしない。

②学校や家庭にはなかなか話すことができないような状況であれば、「チャイルドライン」等のいじめ問題などの相談窓口の利用も検討する。

③家庭や地域、関係機関と連携した組織

PTA会長（必要に応じ、佐久警察署、主任児童委員、民生児童委員、区長）

## 5 その他

①いじめ防止に関する校内研修を計画し、児童理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。

②「臼田小学校いじめ防止基本方針」を毎年、保護者に周知する。

③長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。

## 6 いじめがみつかったときの対応

### (1) 初動対応

① 発見後の報告・相談の流れ

a 児童からの訴え 被害児童の安全確保（場合により）

b 校長・教頭・生徒指導係へ報告

c 関係教職員へ連絡（事情聴取、事実確認）事実関係の正確な把握（冷静に、迅速に、公平に）

d 問題対策委員会

e 全教職員

f 被害児童の保護者 関係児童の保護者

② 情報収集

<被害児童からの情報収集>

・どのような状況かを、時間をかけて、丁寧に聞く。

・結論を誘導したりせずに、本人の言葉が出るまでじっくり待つ。

・本人の要望（どうしたいのか、どうして欲しいのか）を十分に聞く。

・担任一人でいじめかどうかを判断しない。

<周囲児童からの情報収集>

・個別面接及び文書記入方式で。事実と伝聞に注意。グループでも可

<加害児童からの事実確認>

・いじめと決めつけて話を聞くことのないようにする。（児童生徒の人権やプライバシーに配慮し、思い込みや憶測が入らないようにする。）

・事実を正確に把握する。（5W1Hに基づき）

・それぞれの児童から、個別に話を聞き、事実関係をつきあわせながら全体像をつかむ。

### ③ 問題対策委員会

- ・ 基本的な指導方針，体制の検討（役割分担）
- ・ 事実関係から，いじめの実態について判断する。
- ・ いじめの事実のあるなしにかかわらず，訴えた児童を支援する対応策を考える。
- ・ できるだけ具体的な対応策を立て，担任一人に任せるのではなく，全教職員で対応できるように役割分担をする（誰が，いつ，どこで，何をする）
- ・ 保護者への説明方法，説明内容等も具体的に検討。（複数対応，電話で済ませない）

### ④ 全教職員

- ・ 子どもへの指導，保護者対応，市教委報告，マスコミ対応，通常の教育活動の維持

### ⑤ 保護者への連絡

- ・ 加害児童及び被害児童の保護者への連絡
- ・ 家庭訪問（複数対応）

#### 【被害児童保護者】

- ・ 保護者の思いをしっかりと聞き，これまでの指導が十分でなかったことを謝罪する。
- ・ 児童と保護者に，学校で安心して生活できることを約束するとともに，具体的対応については今後継続して連絡を取り合う中で説明することを伝える。

#### 【加害児童保護者】 指導経過，指導方針の説明と，協力依頼。

- ・ 児童に確認した事実に基づき，行った行為及び受けた児童の心情を伝える。行為の重大性に気づかせ，反省を促すとともに謝罪の方法について共に考えながら指導する。
- ・ 保護者に児童の成長を促したいという教師の願いを伝え協力を求める。
- ・ 保護者とともに考える姿勢を伝える。

## (2) 第2次対応

### ① 全体指導・保護者説明

- ・ 学級，学年における全体指導。（「想いを伝える」いじめ撲滅への決意，二次被害の防止等）
- ・ 臨時全校集会
- ・ 保護者への説明（事実関係，学校の対応，今後の指導方針，質疑等）プライバシーに配慮。

### ② 児童へのカウンセリング

## 【重大事態の対応フロー図】 ※基本的な流れ

重大事態の発生

教育委員会へ重大事態の発生を報告

学校が調査主体の場合 (速報)

学校に重大事態の調査組織を設置

【調査組織】		
・市教委	・児童相談所	・警察署
・子育て支援課	・SC	・SMA
・SSW	・主任児童委員	
・学校評議員	・PTA三役	
・校長 ・教頭	・教務主任	
・養護教諭	・特別支援コーディネーター	
・生徒指導主任	・当該学級担任	

※「問題対策委員会」が調査組織の母体となる。

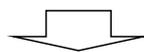
※組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接人間関係または特別な利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するように努める。



事実関係を明確にするための調査を実施

※因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。

※事実としっかり向き合う姿勢を大切にする。



いじめを受けた児童及びその保護者へ適切な情報提供

※関係者の個人情報に十分配慮しつつ、情報を適切に提供する。

※調査に当たって実施するアンケートは、調査に先立ちその旨を調査対象の在校生や保護者に説明をする。



調査結果を教育委員会に報告

※希望があれば、いじめを受けた児童または保護者の所見をまとめた文書も調査結果に添付する。



調査結果を踏まえた必要な措置

※調査結果を踏まえ、再発防止に向けた取組を検討し、実施する。

※再発防止に向けた取組の検証を行う。